

## 研修施設認定の直近の3年間の診療実績について

日本小児血液・がん学会会員の皆様

日本小児血液・がん学会専門医制度規則第40条の解釈につき、今後は以下のようにいたしますのでお知らせいたします。専門医研修施設認定申請および更新申請の際にはご注意ください。

日本小児血液・がん学会専門医制度委員会

2013年10月31日

### 記

研修施設の新規申請と資格更新の際には、規則第40条に「直近の3年間に細則第22条に示す診療実績があること。」と規定されています。また、施行細則第22条（診療実績）には「専門医研修施設は、3年間に下記に示す診療実績がなければならない。初発症例は、すべて本学会の小児がん全数把握登録事業、または、小児血液疾患登録事業に登録されていなければならない。造血幹細胞移植症例は、すべて造血細胞移植登録一元管理プログラム TRUMP に登録されていなければならない。」と規定されています。

しかし、日本小児血液・がん学会疾患登録委員会が公表するデータは、毎年11月末の学術集会の際の総会・理事会・評議員会で公表されるものだけであり、研修施設認定申請が行われる4月時点では、前々年の12月31日までの登録症例しか専門医制度委員会では確定データを入手できません。

したがって、今後は、規則第40条に示す「直近の3年間」の解釈を、「前々年の12月31日までの3年間」とすることといたします。

以上